【介護サービスを利用できるのは】

65歳以上の方 (第1号被保険者)



介護が必要な状態と認定された方

40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)



特定疾病(初老期における認知症、脳血管疾患等)が原因となって、 介護が必要であると認定された方

「介護保険のサービスを利用するには」

(1)申請

- ■役場保健福祉課又は総合支所福祉課で、要介護(要支援) 認定の申請をします。
- ■申請に必要なもの
 - ·介護保険被保険者証
- ※第2号被保険者は健康保険被保険者証

②認定調査が行われ主治医の意見 書が作成されます

- ■認定調査が行われます。 心身の状態を調べるために、本人や家族などへの 聴き取り調査が行われます。
- ■主治医の意見書 町より主治医へ、介護を必要とする原因疾病など についての意見書作成を依頼します。

④認定結果が通知されます

審査で決定された認定結果が通知され、心身の状態により、以下のように分けられます。

■要支援1・2 生活機能の維持・改善を図ることが適切な方など

■要介護1~5 介護サービスによって、生活機能の維持・改善を 図ることが適切な方など

■非該当

生活機能の低下により、将来的に要支援などへ移 行する危険性のある方など

③審査・判定が一次と二次で行わ れます

■一判定(コンピュータ判定) 調査票がコンピュータで分析され、要介護状態区分が判定されます。

■二次判定

市町村が任命する保険、医療、福祉の関係者から 構成された介護認定審査会が、認定調査票による「一 次判定」、調査員が記入する「特記事項」、主治医か らの「意見書」をもとに総合的に審査し、要介護区 分を判定します。

⑤介護(予防)サービスの計画作成・利用

- ■介護(予防)サービスの計画作成
- ・要支援1・2 地域包括支援センターの保健師と介護予防の目標を設定して、それを達成するためのサービスの種類や回数を 設定します。
- ・要介護1~5 居宅介護支援事業所のケアマネジャーとサービス計画を作成、サービスの種類や回数を決定します。
- ■サービスの利用 サービス事業所等と契約し、介護保険での居宅サービス、施設サービス(介護1~5のみ)を利用します。

居宅サービス

訪 問 介 護	ホームヘルパー(訪問介護員)が家庭を訪問し、食事・入浴・排泄の介助や家事など日常生活の手助けを行います。
訪 問 看 護	看護師などが家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり、療養 上の世話などを行います。
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンター(日帰り介護施設)に通い、食事・入浴の提供や日常動作訓練などが受けられます。
短期入所生活介護	家庭で介護を必要とする方などが、短期間、特別養護老人ホームなどで生活しながら、介護や機能訓練を受けることができます。
短期入所療養介護	家庭で療養する方などが、短期間、医療施設などで生活しながら、介護や機能訓練を受けることができます。
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話 を受けられます。
福祉用具の貸与	心身の機能が低下した方に、車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。
特定福祉用具販売	腰掛便座や入浴補助用具などの日常生活にかかせない用具について、購入費(上限額10万円)の90%を支給します。
住宅改修費の支給	住居の階段や廊下に手すりを取り付けたり、段差を解消するなどの小規模の改修に対し、その費用(上限額20万円)の90%を支給します。

※介護サービス費の1割が利用者負担となります。低所得者については、負担を軽減いたします。

地域密着型サービス

○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の状態にある要介護者等が、共同生活を営む住居で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けられます。

施設サービス

- ○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ○介護老人保健施設(老人保健施設)
- ○介護療養型医療施設

介護を必要とする方(要介護 $1\sim5$)が、自宅で生活することが難しいときは、施設に入所して介護サービスを受けることができます。

※介護サービス費の1割と食事代・居住費が利用者負担(低所得者については、施設利用が困難にならないよう利用者負担限度額が設けられています。)

介護保険料

【納め方】

第1号被保険者	介護保険料は、原則として年金から差し引かれます。ただし、新たに65歳になられた方、転入された方、年金額が年額18万円未満の方などは、納付書により個別に納めていただきます。	
第2号被保険者	号被保険者 加入されている医療保険料(税)に上乗せして納めていただきます。	

【介護保険料について】

介護保険料は平成21年度に限り、旧町の保険料を納めることとなります。 なお、平成22年度以降の保険料については、介護保険事業計画を策定後に決定となります。

〇旧上湧別町(保険料基準額(月額)は3,200円です。)

段階	対象となる方	区分	年間保険料額
第1段階	町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者及び被保護者	基準額×0.5	19, 200円
第2段階	町民税非課税世帯で年金収入等80万円以下の者	基準額×0.5	19, 200円
第3段階	町民税非課税世帯で年金収入等80万円超の者	基準額×0.75	28,800円
第4軽減	町民税本人非課税で年金収入等80万円以下の者	基準額×0.875	33,600円
第4段階	町民税本人非課税で年金収入等80万円超の者	基準額×1.0	38, 400円
第5段階	町民税本人課税で合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.125	43, 200円
第6段階	町民税本人課税で合計所得金額が200万円未満の者	基準額×1.25	48,000円
第7段階	町民税本人課税で合計所得金額が200万円以上の者	基準額×1.5	57,600円

○旧湧別町(保険料基準額(月額)は2,800円です。)

段階	対象となる方	区分	年間保険料額
第1段階	町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者及び被保護者	基準額×0.5	16,800円
第2段階	町民税非課税世帯で年金収入等80万円以下の者	基準額×0.5	16,800円
第3段階	町民税非課税世帯で年金収入等80万円超の者	基準額×0.75	25, 200円
第4軽減	町民税本人非課税で年金収入等80万円以下の者	基準額×0.875	29, 400円
第4段階	町民税本人非課税で年金収入等80万円超の者	基準額×1.0	33,600円
第5段階	町民税本人課税で合計所得金額が200万円未満の者	基準額×1.25	42,000円
第6段階	町民税本人課税で合計所得金額が200万円以上の者	基準額×1.5	50, 400円

【普通徴収の場合の納期】 ※平成22年度からの納期です。

期別	納期
第1期	7月1日~同月31日まで
第2期	8月1日~同月31日まで
第3期	9月1日~同月30日まで
第4期	10月1日~同月31日まで
第5期	11月1日~同月30日まで
第6期	12月1日~同月25日まで
第7期	翌年 1月1日~同月31日まで

- ※平成21年度は旧町ごとの納期のままです。
- ※特別徴収は年金支払月に差し引かれます。
- ※普通徴収の納付は、役場出納課、総合支所地域振興課及び町内各金融機関で納められます。
- ※普通徴収のお支払いは、口座振替をご利用いただくと便利です。(詳しくは40ページをご覧ください。)

【資格関係の届出】

65歳以上の方(40歳~64歳までの要介護・要支援認定者を含む)の転入・転出の手続きは次のとおりです。

転入したとき	前住所地で要介護認定を受けていた方は、要介護・要支援認定手続きを行います。転入後、14日以内に届出てください。 ※前住所地で発行された介護保険受給資格証明書が必要です。	
転出するとき	介護保険被保険者証をご持参ください。 要介護認定を受けている方には、新しい住所地で引き続き認定を受けるために介護保険 受給資格証明書を発行します。	
死亡されたとき	介護保険被保険者証を提出してください。	
氏名、町内での 住所が変わったとき	介護保険被保険者証を提出してください。	